

第4回江別市障がい福祉計画等策定委員会議事録要旨

日時：令和2年11月13日（金）

午前10時00分～午前11時20分

場所：江別市民会館3階 37号会議室

出席委員数 11名

出席：大久保 薫、中川 雅志、鹿島 聡美、川田 純、松村 昭二、松井 秀子、
宮崎 智子、伊藤 ひとみ、藤岡 章一、松本 拓生、谷藤 弘知

欠席：有澤 瑞枝、宮口 悠子

事務局：健康福祉部長 佐藤 貴史、健康福祉部次長 伊藤 忠信

子育て支援室長 岩渕 淑仁、子育て支援課長 阿部 徳樹

子育て支援課子ども家庭係 主査 野原 寿美礼

障がい福祉課長 山岸 博、健康福祉部 参事 柴田 佳典

障がい福祉課障がい福祉係長 河崎 真大

障がい福祉課障がい福祉係 主査 尾崎 よしえ

(株)サーベイリサーチセンター 北海道事務所 所長 人見 俊介

(株)サーベイリサーチセンター 北海道事務所 主任 林 梢子

傍聴者 0名

議 事 次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 報告事項

○障がい福祉計画等策定に関するアンケート調査の単純集計について

①18歳以上の障がい福祉計画等策定に関するアンケート調査の単純集計について

②子どもの福祉に関するアンケート調査の単純集計について

(2) 協議事項

○「障がい者支援・えべつ21プラン」(素案)について

3 そ の 他

4 閉 会

○山岸課長

委員13名中11名の参加報告。

規定により、本日の委員会は有効に成立していますことを申し添えます。

議事の進行については、大久保委員長よろしく申し上げます。

○大久保委員長

これより「第4回江別市障がい福祉計画等策定委員会」を開催します。

2議事（1）報告事項、障がい福祉計画等策定に関するアンケート調査の単純集計について事務局から説明をお願いします。

○尾崎主査

資料1 18歳以上の障がい福祉計画等策定に関するアンケート調査の単純集計についてご覧ください。

この資料は、9月7日にアンケート調査票を送付し、9月18日の締切までに回答いただいたものを集計しています。回答割合は、小数点第2位を四捨五入して表示しているため、合計が100%にならない場合があります。また、複数回答の項目については、下段に回答者数を表示し、回答割合は回答者数を分母として集計しています。

それでは1ページの上から順に説明します。一番上の☆印のアンケート回答状況については、アンケート対象者3,200人のうち、アンケート回答者は1,998人で61.9%の回収率になります。アンケート回答者の内訳ですが、3つの障がいの回答割合を比較すると身体障がいの回答割合が一番高く65.2%になります。

次に上から2つ目の表の「◎」この調査票を記入した方については、障がいのある方、本人の回答割合が一番高く59.3%になります。

上から3つ目の表から2ページの下から2つ目の表までの間1については、障がいのある方、本人のことにについての設問になります。1ページの上から4つ目の表の性別ですが、その他と回答された方は2名いました。

次に2ページをご覧ください。一番下の表から3ページの間2については、一緒に生活している方についての設問になります。

次に3ページをご覧ください。上から3つ目と4つ目の表の間3については、暮らしについての設問になります。現在どのように暮らしていますかについては、家族と暮らしているの回答割合が一番高く63.8%になり、「福祉施設で暮らす」または「病院に入院」の回答割合が14.5%になります。上から4つ目の表の「福祉施設で暮らす」または「病院で入院」と回答した方で今後3年以内に地域で生活したいですかについては、今のまま生活したいとの回答割合が高く58.3%になります。

一番下の表からの間4については、介護や支援の状況についての設問になります。

次に4ページをご覧ください。一番下の表の間5については、障がい者手帳や自立支援医療受給者証（精神通院）の交付を受けたときどのようなことを説明してほしかったかという設問になります。障害福祉サービスの仕組みや内容に関することという回答割合が一番高く

40.9%になります。

次に5ページをご覧ください。問6については、福祉に関するサービスについての設問になっています。現在の福祉に関するサービスの利用状況については、無回答を除いては、計画相談支援の回答割合が一番高く14.3%になります。

次に6ページをご覧ください。今後の福祉に関するサービスの利用意向については、無回答を除いては、居宅介護（ホームヘルプ）の回答割合が一番高く14.8%になります。

次に7ページをご覧ください。福祉に関するサービスの評価については、各サービスにおける満足度について「満足」「ふつう」「不満」の3つから選択してもらっています。居宅介護（ホームヘルプ）の満足との回答割合が一番高く52.5%になります。

次に9ページをご覧ください。問7については、外出の状況についての設問になります。

次に11ページをご覧ください。問8については、社会参加の状況についての設問になります。

次に12ページをご覧ください。問9については、就労についての設問になります。問9（1）から、働いていないと回答した方の割合は、63.0%であり、働いていると回答した割合は28.5%になります。上から2つ目の表の職種については、就労継続支援の回答割合が一番高く34.4%になります。

次に13ページをご覧ください。一番下の表の障がいのある方が働くために必要なこと、また、どのようなことがあれば働けるとお思いますかについては、「障がいの程度」や「障がいへの理解」と回答した割合が高くなります。

次に14ページをご覧ください。一番上の表から16ページまでの問10については、人権・権利擁護についての設問になります。回答内容から成年後見制度については、制度は知っているが利用率は低いという結果になります。

次に16ページをご覧ください。一番下の表の問11については、防災・安全対策についての設問になります。

次に17ページをご覧ください。一番上の表からの水害や地震などの災害時に困ることは何ですかという設問に対して、避難場所の設備（トイレなど）生活環境が不安という回答割合が一番高く47.3%になります。

上から2つ目の表から問12については、障がい福祉に関する情報についての設問になります。障がい福祉に関する情報は、主にどのような手段で入手していますかという設問に対して、市の広報や市の窓口と回答した割合が高く34.2%になります。

次に18ページをご覧ください。一番上の表から問13については、相談したいことや相談方法についての設問になります。困ったことや疑問に思うことは、誰に相談していますかという設問に対して、家族・親族と回答した割合が一番高く58.6%になります。

19ページをご覧ください。上から2つ目の表から問14については、江別における障がい者の生活についての設問になります。

一番下の表の問15については、地域生活支援拠点についての設問になります。地域生活支援拠点となる場所ができた場合、どのような機能を期待しますかという設問に対して、緊急時のショートステイの受け入れ・対応と回答した割合が一番高く31.1%になります。

20 ページをご覧ください。問 16 については、障がい福祉施策についての設問になります。障がい福祉施策の評価については、表の一番上の相談・情報提供体制・窓口の整備の「満足」と「ふつう」の割合が高く 49.5%になります。

21 ページをご覧ください。障がい福祉施策の江別市が今後、力をいれるべき重要度については、下から 3 つ目の交通費助成制度の充実と回答した割合が一番高く 44.0%になり、一番上の相談・情報提供体制・窓口の整備と回答した割合が二つ目に高く 43.9%になります。

以上で 18 歳以上の障がい福祉計画等策定に関するアンケート調査の単純集計の説明を終わります。

○野原主査

それでは、子どもの福祉計画等策定に関するアンケート調査の単純集計の結果について、ご報告します。子どものアンケートについても、時間の関係で全て説明できませんがご了承願います。

アンケート送付対象者数は、885 名となっており、そのうち 532 名から回答をいただいています。回答率は 60.1%です。

資料中、回答割合については、回答をいただいた 532 名中のその選択肢を選んだ割合となっています。設問中、「あてはまるものすべてに○」「あてはまるもの 2 つまで○」とした回答についても同じです。

「*調査票記入者」については、回答者 532 名のうち 481 名 90.4%が母、ついで父が 39 名で 7.3%、本人が 5 名で 0.9%となっています。

問 1・問 2 は、対象のお子様の年齢・性別となっており、説明は省略します。

問 3 は、子どもが所持する手帳や発達の不安についてです。

対人関係や社会性に関する不安が全体の 40.8%、発達障がい全体の 38.5%、知的障がい全体の 33.8%、言語発達に関する不安が 32.9%となっています。手帳種別ごとの等級等については省略します。

問 4 は、お子さまは現在、日常的に医療的ケアを受けているかについてですが、「受けている」が、全体の 9.6%となっています。医療的ケアの内訳の種類は省略します。

続いて問 5、お子さまの発達の不安や障がいに気付いたきっかけは、「定期健診で指摘された」が 34.8%、「家族・親族が気づいた」が 24.1%となっています。

また、発達の不安や障がいに気づいた時の子どもの年齢は、「3～5 歳」が 34%、1～2 歳が 32.3%となっており、5 歳までの合計が 78.7%、6～17 歳までの合計が 9.3%となっています。

問 6 子ども発達の不安や障がいに気づいた時の相談先は、「保健センター」が最も多く、51.3%、家族・親族が 47.4%、子ども発達支援センターが 38%となっています。

問 7、子どもの発達の不安や障がいに気づいた時、説明してほしかったことは、「発育・発達の課題や障がいに関する今後の見通し」が 85.5%と特に高く、次いで、「障害福祉サービスの仕組みや内容に関すること」が 52.3%、「精神的な不安や孤独感を和らげるための支援に関すること」が 35.3%となっています。

問 8・問 9 は、省略します。

続いて、問10 父親の就労状況は、「正社員として働いている」が76.3%となっています。母親の就労状況は、「正社員以外の短時間勤務」が30.1%、「正社員として働いている」13.2%、「正社員以外のフルタイム勤務」6.6%とあわせて、49.9%と約半数となっています。

問11は省略しまして、

問11-1 子どもの高等学校期に希望する進路は、「高等学校（全日制）へ進学」が59.9%、「特別支援学校高等部へ進学」が20.3%となっており、問11-2 子どもが、現在通っている学校などを卒業した後の希望する進路としては、「就職させたい（アルバイト等を含む）」と「障害者の施設に通所させたい」が共に34%、「進学させたい」が25.5%となっています。

次に、問12 保育や教育のことでの希望や充実させるべき点は、「障害や発達の特性に合った保育や教育」が61.5%で最も多く、次いで「進学・進級時の情報の引継」が38%、「障害や発達の特性に対応した施設や設備の充実」が35.3%となっています。

問13は、省略します。

次に問14 子どもが受けている療育や支援について、さらに充実させるべき点と思う点は、「友達など人とのかかわり方に対する支援」が44%、「学習に対する支援」が32.7%となっています。次いで、「費用に対する助成」が19.5%、「教職員の理解や支援」が18.8%となっています。

問15・問16は省略します。

次に、問17 子どものことで悩んだり困っていることは、「子どもの将来の生活のこと」が55.3%、「子どもの育児や教育のこと」が51.7%と5割台、「子どもの進学のこと」が47.2%、「子どもの就職のこと」が34.4%となっており、上位4項目中、3項目が子どもの将来に関することがあげられています。

問18は省略します。

次に、問19 現在の相談の体制についての満足度は、「満足」が27.1%、「不満」が10%「ふつう」が60.7%となっています。

続いて、問20 相談機能を充実させるために必要だと思うことは、「適切なアドバイスができる専門的な人材がいること」が52.1%で最も多く、「気軽に話を聞いてもらえること」が46.4%、「相談からサービス提供まで一貫した支援体制を充実すること」が38%となっています。

次に問21 については、あてはまるものすべてに○をいただいている設問となりますが、まず、この表の見方としては、全体の回答数が532ありますので、そのすべての回答について、1つのサービスごとに、「現在利用している、今後利用したい、必要ない」のどこかに○があればそこで集計、○がなければ「無回答」欄に集計しています。回答者によっては、「現在利用している」と「今後利用したい」両方に○をつけている場合もありますので、横の合計が532に合わないサービスもあります。

福祉サービスの①現在の利用状況は、「児童発達支援・放課後等デイサービス」が79.1%と最も多く、「相談支援」が23.7%、「日中一時支援」が10%、「移動支援サービス」が5.6%となっています。

②今後の利用意向としては、「相談支援」が26.5%、「福祉施設などでの就労」が24.4%と

なっています。

現在の利用状況に対する今後の利用意向、「②今後利用したいという利用意向」と「①現在利用しているという利用状況」の差を見ると、ほとんどの項目で、今利用していないが今後利用したいという意向が多く、特に、「福祉施設などでの就労、共同生活援助、福祉施設などでの通所介護、などが特に利用意向と利用状況の差が大きくなっています。

次に、問 22 福祉に関するサービスを利用する時に困った事は、「どの事業者が良いかわからない」が 42.3%、「事業者情報が不十分」が 26.1%、「特に困った事はない」が 25.2%、「どんなサービスがあるか知らない」が 17.9%となっています。

続いて、問 23 福祉に関するサービスで、今後、力を入れてほしいことは、「日常生活や福祉サービスなどの相談の場」が 33.6%、「障がいの程度や生活に応じた障がい福祉サービスの提供」が 29.7%、「就労能力の向上、就労の場の確保」が 29.1%と 3 割前後となっています。

問 24 から問 26 は福祉に関する情報について、問 27～30 は地域活動や外出の状況、問 31～32 は差別解消についての結果となっています。結果については、資料のとおりとなりますので、説明は省略させていただきます。

続いて、問 33 子どもに望む将来の暮らし方は、「自立してひとりで暮らしてほしい」が 62%と多く、「家族・親族と一緒に暮らしてほしい」が 13.5%、「わからない」が 8.6%、「グループホームで暮らしてほしい」が 5.3%となっています。

次に問 34 子どもに将来就いてほしい仕事は、「正社員など（常勤雇用）」を希望する方が 62.4%と多く、「就労系福祉サービスを利用しての仕事」が 15.4%となっています。

次に、問 35 卒業後の日常生活等のために学齢期に必要な支援は、「ソーシャルスキル訓練」が 46.2%、「特性や課題に応じた学習支援」が 38.5%、「仲間・友人作り」が 30.8%となっています。

続いて、問 36 江別のまちの暮らしやすさは、「暮らしにくい」が 22.7%で、「暮らしやすい」は 16.9%となっていますが、問 36-1 暮らしにくいと回答した方について、江別のまちが暮らしにくいと思う理由は、「専門的な医療機関が少ないこと」が 76%と最も多く、「「発達の不安や障がいのある子の教育環境の整備が不十分であること」が 67.8%、「発達の不安や障がいのある子のいる世帯への経済的支援が不十分であること」が 42.1%、「利用できる福祉サービスが十分でないこと」が 38%となっています。

最後に問 37 江別市が今後力を入れるべきことは、「障害や病気を早期発見し、適切な療育や医療が受けられるようにする」が 21.6%、次いで、「通常学級にできる限り通えるような体制を充実させること」が 21.1%、「経済的な支援の充実」が 20.5%、「放課後児童クラブなど放課後の活動の場を充実させること」が 20.1%と 2 割台となっています。

子どものアンケート結果については、以上です。

○大久保委員長

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございましたら挙手をお願いします。

前回と比べ回収率が良かったようですが、要因はわかりますか。関心が高まっているのでしょうか。

○山岸課長

今回はアンケート調査票をお送りしたのち、未回答の方には回答依頼のはがきを、回答済みの方にはお礼のはがきをお送りしています。結果、前回より回答率が8ポイント上昇しています。

○大久保委員長

わかりました。ありがとうございます。他にご意見、ご質問はございませんか。よろしいでしょうか。

それでは次に、(2) 協議事項、「障がい者支援・えべつ21プラン」(素案)について、まず初めに、第1章から第4章までについて事務局から説明をお願いします。

○尾崎主査

資料3 障がい者支援・えべつ21プラン(素案)の1ページをご覧ください。

「第1章 計画策定に当たって」ですが、「1. 計画策定の趣旨」は、現計画の策定についてや、近年の法整備などについて記載しています。

次に2ページをご覧ください。本計画の策定について記載しています。

次に3ページをご覧ください。「2. 計画の位置づけ」ですが、当市の総合計画である「えべつ未来づくりビジョン」からみた「障がい者支援・えべつ21プラン」の位置づけや、北海道で策定されている「障がい者基本計画」等との関係について図で記載しています。

次に4ページと5ページをご覧ください。「3. 計画策定の基本的方向」ですが、(1) 計画策定の基本的な考え方、(2) 新制度への対応、(3) 計画策定の視点、及び(4) 江別版「生涯活躍のまち」構想について記載しています。(4) 江別版「生涯活躍のまち」構想ですが、大麻地区にある札幌盲学校跡地の一部を拠点施設として、活力ある地域づくりを「タウン型モデル」として推し進めており、その内容について記載しています。

次に6ページをご覧ください。「4. 計画の期間」ですが、「障がい者福祉計画」は6年間、「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」は3年間とすることを記載しています。「5. 計画の対象者」ですが、「障がい者福祉計画」は、障がいのある方やその家族、地域、企業及び行政など、すべての個人及び団体を対象とします。「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」は、身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病及びその他の心身の機能の障がいがある方、その障がいと社会的障壁のために、継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受けている方を対象することを記載しています。

次に7ページをご覧ください。「6. 計画策定の過程」ですが、障がい福祉計画等策定委員会を設置し審議などを行い、対象者等へアンケート調査及び関係団体等へのヒアリングを実施したことを記載しています。

次に8ページをご覧ください。「第2章 障がいのある方の状況」ですが、「1. 障がい者・障がい児の数」では、身体・知的・精神の手帳所持者数等について記載しています。身体・知的・精神の手帳所持者数については、平成29(2017)年度から増加傾向にあります。9ページから24ページまでは、等級や部位、年齢などその内訳について記載しています。

次に 18 ページをご覧ください。(6) 新規の障がい者手帳交付者数は、身体・知的・精神の新規手帳交付者数を棒グラフや表で記載しています。手帳の種類によって年齢階級別に特徴がありますのでご紹介します。まずは、20 ページをご覧ください。新規の身体障害者手帳交付者数は、70 歳以上の割合が高いです。次に 22 ページをご覧ください。新規の療育手帳交付者数は、19 歳以下の割合が高いです。次に 24 ページをご覧ください。新規の精神障害者保健福祉手帳交付者数は、20 代、30 代、40 代の割合が高いです。

次に 25 ページをご覧ください。「2. 障がい者・障がい児を取り巻く状況」ですが、難病患者、障がい者雇用について記載しています。

次に 26 ページと 27 ページをご覧ください。ここでは、特別支援学級設置状況について記載しています。

次に 28 ページをご覧ください。「3. サービス提供体制の現状」ですが、障害福祉サービス等の提供事業者及び障がい福祉に係る関係団体を記載しています。

次に 30 ページをご覧ください。「第 3 章 障がい福祉施策などの進捗状況」ですが、「1. 第 4 期障がい者福祉計画に関する進捗状況」は、現計画で設定した目標に対して各年の実績を記載しており、令和元年度の実績では、すべて目標に達しています。

次に 31 ページをご覧ください。「2. 第 5 期障がい福祉計画及び第 1 期障がい児福祉計画の進捗状況」です。下の表の最下段の地域生活移行者数についてですが、目標値が 18 に対して、平成 29 年 (2017) 年から令和元年 (2019) 年の実績合計が 10 と目標値を下回っています。施設入所者の地域生活への移行については、施設入所者の高齢化が進み在宅生活が難しくなっていることなどから施設入所者の地域移行があまり進んでおりません。

次に 32 ページ 33 ページをご覧ください。福祉施設から一般就労への移行等については、目標値を下回っているものもありますが、障害者就労相談支援事業を開始し、障がいのある方に対して就労相談を行い、その方にあった適切な障害福祉サービスを紹介しています。

障がい児支援の提供体制の整備については、協議の場を設置していませんが、関係機関等が事例ごとに協議・相談対応を行っています。

次に 34 ページをご覧ください。「3. 障害福祉サービスの実績」を 34 ページから 39 ページまで記載しています。すべてのサービスにおいて概ね増加傾向にあります。

次に 40 ページをご覧ください。「第 4 章 障がい福祉の課題」ですが、「1. アンケート調査の結果」は、先ほど報告しました単純集計を元にアンケート調査結果の概要を記載する予定であります。

次に 41 ページ 42 ページをご覧ください。「2. 団体ヒアリングの結果」は、第 1 回策定委員会にて説明いたしました団体のほかに、当策定委員会にて障がいのある当事者以外の方にもヒアリングをした方が良いとのご意見がありましたことから、江別市ボランティア団体連絡会の方にもヒアリングを実施しました。ヒアリングの主な意見・要望ですが、緊急時や災害時の対応については、緊急時や災害時に、わかりやすく簡単に情報伝達を行える仕組みづくりなどについて意見・要望がありました。生活環境の整備と生活支援については、障がい者・障がい児団体やボランティア団体の担い手不足の解消、次のページに移りまして、手話ができる福祉相談員の配置、精神障がい者の生活相談体制の強化及び障がいの状況に応じた

相談支援事業所の増設などについて意見・要望がありました。雇用や就労については、卒業後に就労事業所へスムーズに移行できる体制の整備などについて意見・要望がありました。障がいへの理解や交流については、見えない、聞こえない等、障がい者の立場になった理解などについて意見・要望がありました。保健・医療については、障がいの特定に応じた、病院内のサービス・設備強化などについて意見・要望がありました。教育・保育については、教育機関での、障がい児への理解や受け入れ体制の充実などについて意見・要望がありました。

次に 43 ページ 44 ページをご覧ください。「3. 課題の整理」ですが、障がい福祉施策の進捗状況やアンケート調査及びヒアリングの結果から整理をしています。

(1) 相談支援体制の充実ですが、障がい福祉施策で今後、力を入れるべき重要度について、相談・情報提供体制・窓口の整備に力を入れてほしいとの調査結果を受け、相談者にとって必要な情報を収集し、専門的な助言を受けるための体制整備を課題としています。

(2) ニーズに合った障害福祉サービスの提供ですが、活動する方の高齢化が進んでおり、障がい者・障がい児団体やボランティア団体の担い手不足を課題としています。

(3) 障がい児支援の充実ですが、次のページに移りまして、障がいや発達の特性に応じた教育・保育を希望する人が多いという調査結果を受け、障がいの有無にかかわらず全ての児童がともに成長できるように、十分な障害福祉サービスの量や地域社会への参加の機会を確保することを課題としています。

(4) 社会参加の機会の確保ですが、障がいのある方が就労するためには、障がいへの理解や障がいの程度に応じた仕事などが必要との調査結果を受け、就労する日中活動系サービスの充実や障がい者雇用の確保が求められ、社会参加の選択肢を広げていくことを課題としています。

(5) 障がいのある方が住みやすい環境作りですが、災害時の適切な情報伝達や避難時の環境整備について不安があるという調査結果を受け、災害時に障がいのある方が孤立することがないように、地域全体で支え合う住みやすい環境づくりを課題としています。

以上で第 1 章から第 4 章までの説明を終わります。

○大久保委員長

1 章～4 章までは現状と課題についての内容でした。ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございましたら挙手をお願いします。

○鹿島委員

前回の委員会にも上がっていましたが、障がいの「がい」の字の表記の統一について確認をお願いします。例えば 18 ページの (6) の障がい者手帳は漢字、その下の段はひらがなになっています。

また、30 ページの第 4 期障がい者福祉計画に関する進捗状況において、表内の初期値の年が平成 28 年になっていますが、平成 26 年が正しいかと思えます。確認をお願いします。

○大久保委員長

2点ございました。障がいの「がい」の字の表記についてと、30ページの初期値についてのご質問でした。事務局からお願いします。

○尾崎主査

18ページの障がい者手帳の表記については、ひらがなでの記載が正しいです。修正します。「がい」の字の表記につきましては、法律等で定められているような表記では漢字、それ以外はひらがなを使うといった考え方です。いくつか修正すべき箇所は、確認していますので、修正を重ねていきたいと思えます。

また、30ページにつきましても、平成28年ではなく、26年が正しい表記となります。こちらも修正します。

○松井委員

43ページの課題の整理について、(1)から(4)も重要な課題ではありますが、一番大切なのは、(5)障がいのある方が住みやすい環境づくりだと思っていて、これに集約されるものと考えます。私は福祉事業に従事しており、相談事業所も受け持っていますが、一か所の支援事業所の相談の場では、解決できない問題がほとんどであり、またそれが多くなっています。イタリアの福祉施設に視察に行く機会がありましたが、地域のなかでいろいろな方が連携して、福祉事業を盛り立てている様子を目の当たりしました。それぞれが充実していても、地域のなかで連携し、専門職同士が手を取り合っていないければ、一人ひとりが満足して住める環境には近づかないのではないかと思います。地域のなかでケアのネットワークをどう作っていくのか、障がいのある方が住みやすい環境について、具体策を十分に練っていただきたいと思えます。

○大久保委員長

ご意見ですね。どれも大事な項目ですが、特に課題(5)が最も重要であり、そこについては具体的に計画内容を作ってもらいたいというお声でした。

他はいかがでしょうか。

それでは次に、第5章から第8章までについて事務局から説明をお願いします。

○尾崎主査

「第5章 計画の基本的な考え方」から説明します。

45ページをご覧ください。「1. 基本理念と基本目標」ですが、「障がいのある方の自立を地域で支える共生社会の形成」を基本理念に掲げ、現計画の基本理念を継承し、8つの基本目標を掲げています。

次に47ページをご覧ください。「第6章 第5期障がい者福祉計画」ですが、「1. 目標の設定」は、基本目標を達成するための成果指標を設定しています。

次に48ページをご覧ください。「2. 計画の内容」ですが、前回の計画と比較して追加し

たものですが、「基本施策1-1 障がいや日常生活における相談の場と適切な情報の提供」の主な事業名の上から3つ目、「障害者就労相談支援事業」の内容欄について、えべつ障がい者しごと相談室すてらについて記載を追加しています。

次に49ページをご覧ください。主な事業名の上から2つ目、「子どもの発達相談事業及び情報提供」の内容欄については、基本指針に記載すべき項目とされている発達に不安のある子をもつ保護者への支援として「ペアレントトレーニング」の文言を追加しています。

次に50ページをご覧ください。「基本施策1-3 障がいのある方の自立を支える社会環境の充実」では、主な事業名の一番下に「ごみサポート収集、ごみ袋無償交付」を追加しており、家庭ごみの戸別収集とごみ袋の無償配付について記載しています。

次に51ページをご覧ください。「基本施策2-2 市民への障がいの正しい理解の啓発」では、主な事業名一番下に「手話に関する理解と啓発」を追加しており、手話言語条例のもと、手話の普及・啓発に努めることについて記載しています。

次に54ページをご覧ください。「基本施策3-4 コミュニケーション手段の確保」についても同様に主な事業名の一番下に「手話でのコミュニケーション支援」を追加しています。

次に55ページをご覧ください。「基本施策3-6 日常生活を安全で安心なものとする福祉サービスの提供と充実」では、主な事業名の一番下に「ごみサポート収集」を追加しています。

次に58ページをご覧ください。「基本施策6-1 就労能力の向上の支援」では、主な事業名上から3つ目に「就労定着支援」を追加しています。この事業は、平成30年4月から新設されたサービスのため、記載を追加しています。

次に59ページをご覧ください。「基本施策6-2 就労の確保、待遇の向上促進」では、主な事業名一番下に「農福連携の推進」を基本指針にならって追加しています。

次に60ページをご覧ください。「基本施策7-2 防災・安全対策の充実」では、主な事業名一番下に「感染症拡大防止対策の推進」を追加しており、感染症拡大防止対策時に障害福祉サービス事業所等が継続してサービスを提供できるように必要な物資を確保することについて記載しています。

次に61ページをご覧ください。「基本施策8-1 障がいのある方の社会参加活動の支援」では、主な事業名下から2つ目に「障がい者文化芸術活動の推進」と一番下の「読書バリアフリーの推進」を追加しており、「障がい者による文化芸術活動の推進に関する法律」と「読書バリアフリー法」が新たに施行される中で地域、企業、行政などが推進すべき内容を記載しています。

次に62ページをご覧ください。「第7章 第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画」ですが、(1)施設入所者の地域生活への移行では下の表にありますように、令和5(2023)年度末の施設入所者数のほか3項目を目標値として定めています。

次のページの(2)福祉施設から一般就労への移行等では下の表にありますように、一般就労移行者のほか6項目を目標値として定めています。

次に64ページをご覧ください。(3)障がい児支援の提供体制の整備では下の表にありますように、児童発達支援センター(市町村中核子ども発達支援センター)の設置のほか5項

目を目標値として定めています。

次に 65 ページをご覧ください。「2. 障害福祉サービスの見込量と今後の取組の方向性」ですが、障害福祉サービス量を算出するための前提として、令和 3 (2021) 年から令和 5 (2023) 年の人口の推計と障がい者数について記載しています。

次に 66 ページをご覧ください。サービス量は、障がい者の人口推計と過去のサービス利用実績をもとに推計しており、66 ページには訪問系サービスの見込量、67 ページには日中活動系サービスの見込量、68 ページには居住系サービスの見込量と相談支援の見込量を記載しています。

次に 69 ページをご覧ください。(6) 今後の取組の方向性ですが、(2) 訪問系サービスから(5) 相談支援までのサービスの量の確保のための方策について記載しています。

次に 70 ページ 71 ページをご覧ください。「3. 障害児通所支援等の見込量と今後の取組の方向性」ですが、(1) 障害児通所支援等の見込量と(2) 今後の取組の方向性を記載しています。

次に 72 ページから 74 ページをご覧ください。「4. 地域生活支援事業の見込量と今後の取組の方向性」では、(1) 地域生活支援事業の提供について、過去の実施状況から見込量を算出し、(2) 今後の取組の方向性を記載しています。

次に 74 ページ 75 ページをご覧ください。「5. 相談支援体制の充実・強化等」ですが、(1) 相談支援等の提供と(2) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築として見込量と(3) 今後の取組の方向性を記載しています。

次に 76 ページをご覧ください。「第 8 章 計画の実現に向けて」です。「1. 障がいのある方がいきいきと安心して生活できる環境づくり」ですが、(1) 地域における支え合いの強化は、緊急通報装置の貸与の運用などを通じて、地域の方に対して障がいのある方への見守りや災害時の避難支援が円滑に進むように働きかけを行うことを記載しています。(2) 障がいに対する理解促進及び社会参加の推進では、当市では、「江別市手話言語条例」の制定や「重度訪問介護利用者大学修学支援事業」を開始したところであり、これからの社会参加の推進をしていくことを記載しています。

以上で第 5 章から第 8 章までの説明を終わります。

○大久保委員長

先ほどの現状と課題をうけて、計画の素案だったと思います。ご意見、ご質問がございましたら、挙手をお願いします。

○尾崎主査

本日欠席されています宮口委員からご意見をいただいています。これから委員の皆様にお伝えしますのでご協議をお願いします。

一つ目ですが、年に何度かスポーツ大会やイベントではない、日常的に参加できる社会活動など具体的な支援内容につながる基本施策であってほしいと思います、とのご意見をいただきました。

○大久保委員長

欠席された宮口委員より事前にご意見をいただいたということですね。

○尾崎主査

そういうことです。

○大久保委員長

皆さん、これに関連するご意見やご質問はございますか。

○松村委員

江別身体障害福祉協会です。私どもでは、江別市からのスポーツ事業に対する支援を活用し、スポーツ大会だけでなく、皆さんで参加できるボーリング大会などを開催し、広報えべつを通して募集を行っています。障がいのある方からもお申込みをいただき、その後、障がい者協会に入らせていただくなどといった活動を行っています。

○大久保委員長

これについて、事務局からご意見はございますか。

○山岸課長

お話がありましたように、支援をさせていただいています。教育部においても、障がい者を含めたスポーツ推進計画を策定しており、こちらとも連携し、今のご意見を踏まえて今後の取組みについて考えてまいりたいと思います。

○大久保委員長

これについてはよろしいでしょうか。

他に、ご意見、ご質問はございますか。

欠席の宮口委員より他にも意見や質問がありましたら、お願いします。

○尾崎主査

二つ目ですが、地域生活支援事業では、移動支援や日中一時支援などで見込量を上回る利用実績が報告されていますが、その伸び率にかんがみて今後の利用見込みは十分なのでしょうか。また、提供事業者をどのように確保していくのでしょうかとのご意見をいただきました。

○大久保委員長

地域支援事業の今後の見込みに対して、十分な見込みであるかというご意見ですね。関連して、皆さんからご質問やご意見はございますか。

はい、事務局からお願いします。

○尾崎主査

計画素案の39ページをご覧ください。表の一番上になります移動支援と上から3つ目になります日中一時支援ですが、実績値が見込量を上回っています。

計画素案の73ページをご覧ください。表の下から4つ目に移動支援と下から2つ目に日中一時支援があります。移動支援や日中一時支援など見込量の算出については、過去3年間の実績を元に算出しています。また、提供事業者については、サービス提供の要望の多い事業になりますので、江別市で新しい事業所を開設する相談を受けた際には、需要のある事業であることを伝え調整したいと考えており、市としては、事業所が増えてほしいと考えています。

○大久保委員長

移動支援と日中一時支援については、前回の経験の見込みからかなり実績が増えているということですね。それにあわせて今後は増やす見込みだということですね。また不足している事業所については増えてほしいというお考えですね。

○尾崎主査

もう一点、宮口委員からのご意見がございます。よろしいでしょうか。

○大久保委員長

はいどうぞ。

○尾崎主査

最後になりますが、地域活動センターや相談支援事業の拡充はいかがでしょうか。サービス利用を伴わない日常生活の相談や、アウトリーチに対応するために障がい者相談員と連携できる仕組みなどについて、いかがでしょうかのご意見をいただきました。

○大久保委員長

サービス利用を伴わない相談についての連携や仕組みのご意見でした。実際に携わっていらっしゃる、鹿島委員、ご意見いかがでしょうか。

○鹿島委員

地域活動支援センターについては、あすか福祉会さんからお話があるかと思しますので、相談支援事業についてお話しします。確かに需要が増えていまして、サービスに繋がらない相談は、すべてこちらで受けて対応するかたちになっています。市役所とも相談をしながら、こういったケースは市役所で一緒に動いてほしいとお願いはしますが、市役所から委託を受けた際には、一名の相談員で対応してほしいと依頼を受けます。しかし、一名ではとてもまかないきれない状況になっていますので、事業所内で相談、工夫をしながら、計画相談の事業所と合わせて一緒に動くことで、何とか対応している状況です。

アンケート内の介護者についての項目でも、介護している方の年齢は75歳以上が多く、介護者が高齢になってきています。介護保険のほうから、包括支援センターやケアマネージャーさんに関わっているうちに、障がいのある方がこの部屋にいるようだが、どんな方なのかわからない等、相談があります。介入することから対応をすると、何度も通い、関係性を作り、顔を見て、サービスに繋げていくという作業になりますので、そこを拡充していくことができましたら、私たちも動きやすくなるかと思っています。

○大久保委員長

先ほども発言いただきましたが、松井委員はいかがでしょうか。

○松井委員

相談支援事業になりますが、複雑な生活問題や人間関係など、私ひとりで判断して回答ができるような相談は一件もありません。医療機関にかかっている方には、主治医と連携を取り、また相談者の家族にも、主治医に確認を取る内容の指導を行っています。また、障がいを持っている方の親御さんが亡くなられますと、家やお金などの財産管理についての悩みが寄せられます。最近では生活サポートセンターと連携させていただいたり、行政書士、弁護士などの専門職に相談をすることもあります。福祉の分野ではありますが、この相談職については、相談の場で解決できることはほぼなく、他機関と連携しなくてはなりません。こういったことを計画素案の中に入れて、福祉だけでは解決できない問題が山積しているということを、市でもご理解いただけたらと思います。

○大久保委員長

重要なお指摘かと思っています。これにつきまして、事務局より補足等ありますでしょうか。

○山岸課長

相談に来られる方には、様々な境遇の方がいらっしゃいます。単に福祉の問題だけではなく、医療、介護、成年後見等、いろいろな分野にまたがる相談内容に対応できるよう、また、国や道においても、包括的な支援ネットワークの推進を行う動きになっていることも踏まえ、相談支援の充実について検討してまいります。

○大久保委員長

確かに、国でも包括的という言葉がずいぶん出てきていますし、松井委員のご意見も踏まえ、計画内に入れていただけるといいかと思っています。

他、いかがでしょうか。

私から、一点、意見を申し上げます。76ページの第8章 計画の実現に向けて、2の(1)に、本計画そのものの検証についての記載がありますが、計画の分析評価、PDCAサイクルを行う際に、自立支援協議会等の関係団体の意見も伺うことで、経過を皆さんで確認していくことが可能かと思っています。その点もご検討いただければと思います。

○尾崎主査

検討させていただきます。ありがとうございます。

○大久保委員長

その他、皆さんからご意見はございませんか。よろしいでしょうか。

第1章から含めまして、委員の皆様からのご意見もありましたので、事務局にて計画素案を練っていただければと思います。

それでは、議事についてはこれですべて終わりましたので、終了します。

委員の皆様から全体を通して、何かございませんか。

なければ、事務局から何かございますか。

○尾崎主査

本日協議いただいた事案につきましては、委員の皆様のご意見等を踏まえて修正を加え、12月の本委員会で報告します。

また、次回の策定委員会では、合わせてパブリックコメントの実施についても報告する予定です。

次の策定委員会の日程は、12月14日を予定しており、時期が近づきましたら、委員の皆様にご日程を調整させていただきますので、よろしく申し上げます。事務局からは以上です。

○大久保委員長

以上で本日協議する議事はすべて終了しました。どうもありがとうございました。